

国際移動データ統一化の流れと課題

千年よしみ

1. はじめに

過去約 20 年の間に、世界中で国境を越えて移動した人々の数は 1990 年の 1 億 5400 万人から 2013 年には 2 億 3200 万人へと 1.5 倍に拡大し (United Nations 2013)、グローバル化の進展と共に今後もその数はますます増加することが見込まれている (Hovy 2013)。国際移動は、受け入れ国・送り出し国双方に対する経済的・社会的な影響力の大きさや、政治的にセンシティブな意味合いも含まれることから、エビデンスに基づいた政策立案が特に重要な分野である。しかし、国を越えて移動する人々に関する各国のデータは、他の人口変動要因である出生・死亡に比べて整備が著しく遅れており、データの正確さ、更には世界レベルでの集計や各国間の国際比較、2 国間の人の流れの把握を行う上でしばしば大きな課題に直面している。

国際比較可能な国際移動データの整備状況が進まない大きな理由の 1 つとして、移動がきわめて社会的な現象であることがあげられる。出生や死亡は人生において 1 度きりの現象であるが、移動は繰り返し可能であり継続的なプロセスである。よって、移動を定義するためには、どこからどこへ動き、目的地にどのくらいの期間滞在したのか、という空間・時間軸上の条件が必要となる。そして、移動した人々の数は、移動がその国（または、その調査）においてどのように空間的・時間的に定義されているかによって決まる。通常、空間上の定義には一定の行政単位を越えたか否か、が用いられており、国際移動については、国境を越えた動きを指すため、空間的な定義は明確である。しかし、時間的な定義はきわめて曖昧である。というのも、国際移動者は一般に「通常居住している国を変えた人」と定義されているが (United Nations 1998a)、目的国にどのくらいの期間滞在すればその国に居住しているとみなされるか、という基準が国によって異なるためである。目的国での滞在期間が短期間であれば、その国に居住する外国人人口としては数えられないが、比較的長期であれば居住しているとみなされ外国人人口として数えられる。そして、この「短期間」や「比較的長期」といった時間軸の定義、「居住地」といった空間軸の定義、そしてそもそも「外国人」の定義が国によって様々であるために、国際移動のデータはなかなか国際比較可能な形を取ることができない。

国際移動の量を測るための定義上の問題の他にも、「国境を越える人達が、どのような人達なのか」という国際移動者の基本的な属性に係わる統計も整備出来ていない国が多い。更に、データの収集源である統計の種類、統計を取った年次なども国によって様々である。このような移動特有の問題があるため、古くは 100 年以上も前の 1891 年に国際統計協会から国際移動の定義の統一に係わる提言が、その後は国連をはじめとする多くの国際機関や専門家グループによって国際移動の定義やデータ収集源の統一化に関する勧告や提言が

度々出されてきている (Kraly and Gnanasekaran 1987; Simmons 1987)。

本稿では、地球規模での国際移動の量的な把握、2 国間の国際移動の流れの把握、及び国際移動の国際比較を念頭に置き、これまで見過ごされがちであった国際移動の定義、測定の仕方、データ整備状況に関する課題を明らかにする。また、近年の移動データ整備に関する国際的な流れについても概観する。

2. 国際移動のデータ

国際移動のデータには、1) ストック、2) フローの 2 種類がある。ストックは一時点において A 国に居住する外国人の数を指す。フロー・データは、一定の期間内¹に国境を越えた人の数、例えば過去 1 年間に A 国から外国へ出ていった人の数、及び外国から A 国へ入ってきた人の数を指す。日本の場合、ストック・データにあたるのは、在留外国人統計、フロー・データにあたるのは、同じく法務省の出入国管理統計である。また、2013 年からは外国人も住民基本台帳に登録されるようになったことに伴い、住民基本台帳からも外国人のストック・データを得ることが出来るようになった。

世界的に見て国際移動に関するデータは、フローよりもストックの方が整備されている。これは、一時点において大規模調査を行い遡及的にデータを収集するのか、それとも定期的・継続的にデータを収集するのか、というデータの収集方法の違いによる部分が大きい。遡及的なデータ収集方法は一時点で調査を行って、過去の情報を得るやり方である。多くの国ではセンサスを少なくとも 10 年に 1 回は実施しているので、センサスに国際移動のストックを推定することの出来る設問を入れることで、ストック・データを得ることが出来る。例えば、「生まれた国」、「国籍」を調査項目に入れれば、調査時点においてその国に居住する外国人数を得ることができる。遡及的なデータ収集は多くの国で実践されており、統一化された世界レベルのデータをそろえるのに適している。一方、この方法だけでは国際移動者がいつ入国したのか、という情報は入手できない。いつ入国したのか、という情報を得るために、更に「5 年前居住地」や「1 年前居住地」に関する設問を入れる必要がある。しかし、そもそも全国レベルの大規模調査は頻繁に実施されるわけではないので、遡及的なデータ収集方法は最新の情報を得るには適していない。

フロー・データは継続的にデータを収集することにより得ることが出来るが、継続的なデータ収集方法はその体制を整備し確立するまでにかなりの時間とコストがかかる。例えば、出生届や死亡届、転入・転出届けは対象とする事象が発生した時に当事者が届け出ことになっているため、継続的にデータを収集している例である。国際移動の場合は、空港や港などの国境の決まったポイントで入出国者数・出国者数、及び出入国者の属性に関するデータを継続的に収集し、毎年その結果を集計し迅速に発表し続けるシステムである。

¹ 1 年間を基準とする国が多い。

近年ヨーロッパを中心とした先進諸国では、出入国の統計からではなく、住民登録からフローを把握するシステムを整備する国が増えつつある。継続的なデータ収集方法が確立されれば、フローのみならず、ストック・データについても即時に得ることが出来るため、このような国はセンサスを実施しなくともストック・データを収集することが出来る。しかし、世界的にみればこのようなシステムを確立することは難しく、現在でも途上国を中心に多くの国で継続的なデータ収集システムは確立されていない（Skeldon 2012）。

国連は、1953年から3回にわたって世界共通の国際移動の定義を用いることを目的とした勧告を出してきた。最初の勧告は、フロー・データのみに焦点をあて「永住」と「一時的滞在」の区分について基準を設けたが、この勧告はフロー・データを対象としていることから、多くの国で採用されずに終わった（Simmons 1987）。この経験から、コストを最もかけずに入手できる国際比較可能なデータは、国内に居住する外国人数（ストック・データ）であることが認識され始めた。というのも国内に居住する外国人数ならば、ほぼ全ての国で実施している国勢調査（センサス）から集計出来るためである。そのため、国連は1974年の2回目の勧告、1998年の3回目の勧告においてフロー・データだけでなく、各国で実施しているセンサスや住民登録などを活用してストック・データを整備する方向に方針を変更した（Simmons 1987）。そして、国連は各国が実施するセンサスから国際的に比較可能なデータを得るために、センサスに関するガイドラインを1998年（United Nations 1998b）、2007年（United Nations 2007）に出している。

3. ストック・データの国際比較に関する課題

国連人口部では1990年から概ね5年ごとに世界各国別の国際移動者数のストック推計値を公表している。この国連人口部の推計値は、世界規模の国際移動者の推計として最も権威あるものと考えられており（Parsons et al. 2007）、最新の推計は、2013年に出された*International Migration Report 2013*（United Nations 2013）である。国連は国際移動者の定義を「通常居住している国を変えた人」²と定義しており（United Nations 1998a）、この推計は、国際移動者を各国に居住する外国人の数から計算している。また、外国人は主として「外国で生まれた人」を指している³。つまり、この国連による国際移動者数のストック推計値は、主として各国の国内に居住している外国生まれの人の年央人口（7月1日時点）の推計である。

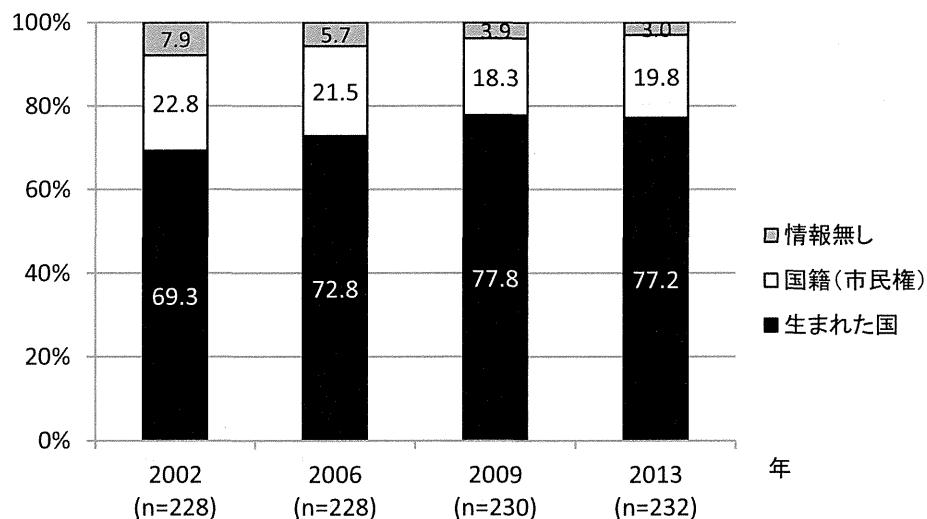
この国際移動者数のストック推計値を計算するのに国連が依拠しているのが、各国で実施されているセンサスや住民登録（主にヨーロッパ）などのデータである。「外国人」数は、「生まれた国」に関する設問から「外国生まれ」と回答した人の合計を「外国人」数として用いている。そして、「生まれた国」の情報が得られない場合に限り、「国籍（または市

² 英語では、”any person who changes his or her country of usual residence.”

³ 難民を含む。

民権)⁴に関する設問で「外国」と回答した人の合計を「外国人」数として用いている。つまり、ストックでみた国際移動者の推計では、各国の「外国人」の定義は実は統一されていない。図1は、2002年、2006年、2009年、2013年の国連人口部によるストック推計値で用いられた「外国人」の定義の構成割合の推移を示している。最新の2013年では、「外国人」数として「生まれた国」の情報が用いられたのは232カ国のうち179カ国(77.2%)、「国籍(または市民権)」の情報が用いられたのは46カ国(19.8%)であった。つまり、約2割の国では「生まれた国」に関する統計が何らかの理由で使用できないか、存在しない。また、構成割合の推移をみると2002年から2013年の約10年の間に「生まれた国」の割合は69.3%から77.2%へ約8ポイント上昇し、「国籍(または市民権)」の割合は、22.8%から19.8%へ3ポイント減少している。また、「生まれた国」と「国籍(または市民権)」の両方の情報を持たない国の割合が7.9%から3.0%へ低下した。外国人の定義の統一化は進んでいるものの、そのペースは早いとは言えない。

図1 国連のストック推計値で用いられた「外国人」の定義の推移



出所：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division:
International Migration Wallchart 2002, 2006, 2009, 2013 より筆者作成。

⁴ 市民権(英語の citizenship)という言葉は多義的な概念であり、国籍とは微妙に異なる。市民権は、一般には、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた「資格」または「その資格に付与された権利と義務」を意味する(近藤2002)。

前述したように、国連は国際移動のデータ統一化に関して、これまでに 3 回勧告を出している。1976 年に出された 2 回目の勧告では、ストック・データについて「生まれた国」に基づき、外国人居住者の人口を算出する提案が出された。1980 年には国際人口学会からも、各国のセンサスにおいて「生まれた国」に関する設問を入れることが提言されている (Kraly and Gnanasekaran 1987)。そして 1998 年に出された最も新しい国連による勧告 (United Nations 1998a) においては、「生まれた国」と「国籍（または市民権）」の 2 つの設問をセンサスに入れるよう提言が出されている。しかし、これまで同様多くの国が国連等の勧告を受け入れてきていない。

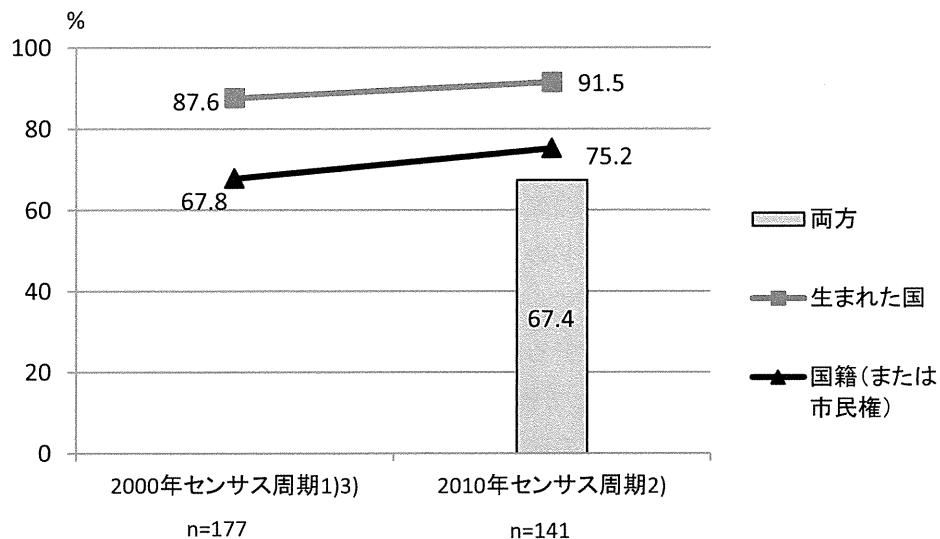
この流れを受け、2010 年センサス周期（2005 年～2014 年）を前に米国の民間シンクタンクであるグローバル開発センターが国際移動の専門家から成る諮問委員会を組織し、国際移動データの質を高めるためには、どのようなことに重点を置くべきか調査を依頼した。その結果、既存の行政機関を利用して、出来るだけコストをかけずに短期間に国際移動のデータを統一化することを目的とする提言が *Migrants Count: Five Steps toward Better Migration Data* と題された報告書として提出された (Center for Global Development 2009)。そこには、国際移動に関するデータの統一化、そしてより質の高いデータを得るために 5 つのステップが示されている。その中でも最重点課題としてあげられているのが、センサスに「国籍（または市民権）」「生まれた国」「1 年前の居住地」あるいは「5 年前の居住地」の少なくとも 3 つの設問を入れ、集計表を公開すること、である⁵。

それでは、実際の各国のセンサスにおける「生まれた国」「国籍（または市民権）」の採用状況はどうになっているのだろうか？図 2 は、2000 年センサス周期（1995 年～2004 年）と 2010 年センサス周期（2005 年～2014 年）において、少なくとも 1 回はセンサスを実施した国の中、「生まれた国」「国籍（または市民権）」に関する設問をセンサスに含めた国割合を示している。2000 年センサス周期にセンサスを実施した 177 カ国の中、「生まれた国」に関する設問をセンサスに含めているのは 155 カ国 (87.6%)、「国籍（または市民権）」に関する設問を入れているのは 120 カ国 (67.8%) であった (Center for Global Development 2009)。2010 年のセンサス周期はまだ継続中なので最終的な数字ではないが、206 カ国が同期間にセンサスを実施しており (Center for Global Development 2009)、筆者が国連から入手した最新の 2010 年センサス周期における国際移動に関する設問の採用状況の資料によると (United Nations 2014 unpublished data)、この間にセンサスを実施し調査票の翻訳が入手出来た 141 カ国の中、「生まれた国」に関する設問は 129 カ国 (91.5%) で、「国籍（または市民権）」に関する設問は 106 カ国 (75.2%) でセンサスに含まれていた。また、「生まれた国」と「国籍（または市民権）」の両方をセンサスに含めている国は、95 カ国 (67.4%)

⁵ 他の重点事項は、2) 既存の行政データを公表する、3) 各国で実施している労働力調査をまとめ、統一する、4) 個票データへアクセス出来るようにする、5) 現在既に行われている世帯調査に移動関連の設問を入れる (Center for Global Development 2009)、となっている。

にのぼった⁶。2000年と比べ「生まれた国」、「国籍（または市民権）」、共に設問を入れる国の割合は増加している。

図2 各国のセンサスで用いられた「外国人」の定義の推移



出所) 2000年センサス周期については、Center for Global Development (2009)、2010年センサス周期については、国連資料 (2014, unpublished data) より筆者作成。

注1) 1995～2004年

注2) 2005～2014年

注3) 2000年センサス周期については、「生まれた国」と「国籍（または市民権）」を両方聞いた国数について情報無し。

図2をみると、どちらのセンサス周期においても、「生まれた国」を含めている国の方が「国籍（または市民権）」を含めている国よりも多く、世界の主流であることがうかがえる。地域別にみると、北米、南米、オセアニアではほぼ全ての国が「生まれた国」をセンサスに含めている。2010年センサス周期で「生まれた国」をセンサスに含めていない主な国は、エジプト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、北朝鮮、韓国、フィリピン、そして日本であり、世界でも少数である。5つの提言を行ったグローバル開発センターのクレメンス氏は、2010年センサス周期において調査当時に分析可能だった48カ国を対象に、「生まれた国」、「1年前居住地」、「5年前居住地」の3つの質問が含まれているかどうか調査し、高い

⁶ 2000年センサス周期については「生まれた国」と「国籍（または市民権）」の両方を入れた国数は不明。

方から準に A、B、C、F とランクをつけて発表した (Clemens 2009)。この 3 つの質問が全てセンサスに含まれており、A と評価されたのはオーストラリア、カナダ、クック諸島、マルタ、サモア、トンガの 6 カ国であった。日本は、エジプト、エチオピア、マラウイ、フィリピンと共に最低ランクであった。調査対象となった 2005 年の国勢調査でこの 3 つの質問が全て入っていなかったこと⁷、この調査時点において、各国のセンサスにおける「国籍（または市民権）」の採用状況のデータが整備されていなかったことが理由であろう。

それでは、「生まれた国」の情報は「国籍（または市民権）」と比べてどのような利点があるのだろうか。第 1 に「生まれた国」の設問は既に多くの国のセンサスで用いられており、出来るだけ多くの国を網羅する標準化されたデータとして使うのにより適している。上にも述べたように、国連の 2013 年の推計において、既に 8 割弱の国は「生まれた国」の情報から国内に居住する外国人数を算出している。また、2010 年センサス周期においても現時点では約 9 割の国で「生まれた国」に関する設問をセンサスに入れている。このことから「生まれた国」の方が「国籍」よりも広く普及しており、国際的な基準とするのに適していると言える。第 2 に、「生まれた国」は「国籍（または市民権）」と比べてエラーの可能性がきわめて低いことがあげられる。というのも、生まれた国を忘れてしまうことや、記憶違い、またはわからない、という可能性はきわめて低い (Skeldon 2012)。第 3 に、「生まれた国」の情報は、「国籍（または市民権）」よりも安定したデータを得ることができる。まず、近年では二重国籍が容認されているケースが増えてきているため、国籍は一つに限定されないケースが増えている。さらに、「国籍（または市民権）」は届け出や帰化により変わることがある。一方、「生まれた国」は一つに限定され、且つ「生まれた国」を変えることも出来ない (Parsons et al. 2007, Skeldon 2012)。

そもそも国籍付与に関する条件は、各国の政策に大きく左右される。その国で生まれれば親の国籍に関係無く生まれた国の国籍を取ることが出来る国もあれば（生地主義）、その国で生まれただけではその国の国籍を得られない国もある（血統主義）。帰化に関しても簡単に帰化ができる国もあれば、難しい国もある。日本の場合、帰化は法務大臣の権限において許可されるので、帰化に必要な明確な条件は不明瞭である。また、帰化に関する政策が変われば、これまでの帰化の手続きや許可の基準が変わり、受け入れ国の国籍を取得する人口が大きく変動する可能性もある。

もちろん外国生まれの人の数と外国籍の人の数が同じであれば、どちらの指標を使おうとも数字の上では問題ないが、歴史的に海外との間に人の行き来の多かった国では、しばしば両者の間に乖離が生じる。例えば、「生まれた国」から計算した外国人数と「国籍」から計算した外国人数は、かつて植民地を持っていた国の場合に大きく乖離するケースが多い。例えば、ポルトガルの場合、かつて植民地であった国の国民はポルトガル国籍を取り

⁷ 日本の国勢調査の場合、「5 年前居住地」は大規模年（末尾が 0 の年）のみに含まれる。つまり「5 年前居住地」は、10 年ごとに調査されている。

やすく、そのためポルトガル国籍の住民が多く存在する。2001年に実施されたポルトガル・センサスによると、かつての植民地国⁸で生まれた「外国生まれ」は約38万人にのぼるが、「外国籍」でみると13万人ほどしかいない。約38万人の「外国生まれ」のうち25万人は「ポルトガル国籍」であるためである(Parsons et al. 2007)。

日本では血統主義をとっているため、親が外国籍であれば日本で生まれて以後、一度も外国に居住したことが無くてもその子どもは外国籍となり、外国人数にカウントされる。「生まれた国」を基準とした場合、親が外国籍であっても日本で生まれたその子どもは外国人数にカウントされなくなる。それでは日本の場合、「国籍（または市民権）」と「生まれた国」を用いたのでは日本に居住する外国人数にどのくらいの乖離が生じるのだろうか？この問い合わせに答えるには、「国籍（または市民権）」と「生まれた国」両方の情報が必要となるが、この2つを同時に得られる日本の全国レベルの調査は筆者が知る限り無い。

「生まれた国」の方が「国籍（または市民権）」よりも国際比較可能なデータとしての条件はそろっているが、問題が無いわけではない。まず、「生まれた国」に関する情報は、時間的条件が一切ついていないため、いつ入国したのかがわからない。「生まれた国」を用いて算出された外国人数は単にセンサスを実施した時点で、生まれた国が外国である人を合計しただけの数字である。比較的高齢の人の場合、入国したのが50年前なのか、それとも1年前なのか、全く見当がつかない。政策立案の場では、入国して間もない人を対象とする場合が多く、いつ入国したのかわからないデータでは、政策形成に役立つとは言いがたい。そのため、ある程度いつ入国したのかの目安を得るために、国連や国際移動の専門家は「1年前の居住地」、「5年前の居住地」を設問に入れることをたびたび勧告している。

第2に「生まれた国」のみを聞く場合、生涯にわたって人は1度しか国境を越えない、ということを前提にしているのも同然である。交通網が飛躍的に発達した今日、出身国と現住国とを頻繁に行き来するトランサンショナルな動きも珍しくなくなっている、生涯に一度きりの国際移動を前提とした設問は現実に合わなくなっている(Skeldon 2012)。

第3に、歴史的に国境が頻繁に変化した国においては、「生まれた国」の指標は安定的ではない。例えば、ポーランド、スロバキア、チェコ、ハンガリーなど国境が変更になった国では、現在「外国生まれ」と分類される人口の多くが、実際には一度も国境を越えた経験が無い人達である(OECD 2012)。

第4に、「外国生まれ」の定義を用いると、現住国の国籍を持ち、生まれた時以外はずつと現住国に住んでいた人も「外国人」としてカウントされる。ちなみに、国立社会保障・人口問題研究所の第6回(2006年実施)・第7回(2011年実施)移動調査によると、どちらの調査でも「外国生まれ」は約1.1%であった。その多くは旧満州出身の日本人である。

国際比較を可能とする指標は、なるべく各国の政策に影響されない中立的・安定的な指

⁸ ブラジル、モザンビーク、アンゴラ、カーボヴェルデ、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、マカオ、東ティモール

標が望ましいだろう。また、国際的に最も普及しているという点からみれば、「生まれた国」の情報は必要不可欠であると思われる。このように様々な利点・欠点を考慮すると、外国人のストック・データとして最も望ましいのは、「生まれた国」、「国籍」の両方の情報を集め、「生まれた国」が外国で且つ「国籍」が外国である人の集計を用いることだと思われる。

4. 先進諸国におけるセンサスの変化

センサスは、第3節で述べてきたように国レベルのストック・データを収集する上で、多くの国にとって最も重要なデータ・ソースとなっている。その一方、先進諸国においてはプライバシー意識の高まりや実査にかかるコスト等の理由により、近年センサスを実施することが難しくなってきている。そのため、ヨーロッパ諸国ではセンサスを実施する代わりに、既存の調査との併用や、行政上の登録データを活用する方法へシフトする国が増えている。2010～2011年の間にセンサスを実施したヨーロッパ諸国では、40カ国の中約半分が住民登録の活用や、センサスと住民登録の併用、または、センサスと他の標本調査や行政データとの併用などといった新しい試みをスタートさせている。

表1は2010年～2011年にセンサスを実施したヨーロッパ諸国におけるセンサスの種類を示したものである。2010年センサス周期で従来通りの伝統的なセンサスを実施したのは20カ国で、東欧・南ヨーロッパ諸国に多い。イギリス、アイルランドも従来通りのセンサスを実施している。デンマークやフィンランド、ノルウェー、スウェーデンなどの北欧諸国とオーストリアではセンサスを実施せず、住民登録を基に国際移動者のストック・フロー両方の集計を行っている。住民登録には、その市町村に居住する一人一人の名前、性別、出生年月、住所、配偶状況、国籍、(国によっては)職業、前住地、世帯主との続柄など、細かい情報が登録されている。住民登録はこれらの登録項目に変更があった場合に届け出ことになっているため、継続的にデータがアップデートされ、ストックとフロー両方の集計が可能となる。

他の西ヨーロッパ諸国では13カ国が住民登録と他の調査の併用方式を用いている。この方式では、(1)住民登録と国勢調査の併用、(2)住民登録と他の既存の調査の併用、から住民登録からは得ることの出来ない個人の属性を抽出する方式、(3)住民登録とサンプル調査の併用、(4)10年ごとの国勢調査と大規模な世帯を単位としたサンプル調査の併用、等がある。(1)の方式の目的は、住民登録の情報の確認と精度の向上である。費用がかかり、回答者の負担も大きくなりがちであるが、実査の際には伝統的なセンサスよりも効率的であると言われている。(2)の方式は、住民登録と既存の調査の個人データはリンク可能であることが前提である。この方式では、調査の実査を行う必要が無いためコスト削減につながり、且つ、回答者の負担を軽減出来るという意味ですぐれた方式である。しかし、個人の情報のマッチング作業が複雑になる可能性がある。(3)は、既存の調査の結果を使うのではなく、住民登録からは得ることの出来ない情報を収集する簡易版の調査を実施す

る。簡易版ではあるが、住民登録の確認、精度の向上に役立てることができる。(4)は、比較的詳細な情報を年ごとにアップデートすることで、最新の情報を得ることが出来る。

2010 年周期に初めてローリング方式と呼ばれる方法でセンサスを実施したのはフランスである。これは、結果公表の頻度を高くすること、経済的・人的負担を何年間かに広げることで減らすことを目的としている。この方式については、Valente (2010) を参照されたい。

表1 ヨーロッパにおけるセンサスの種類（2010年）

センサスの種類	国
伝統的	アイルランド、イギリス、ロシア、ベルラーシ、ウクライナ、モルドバ、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、マケドニア、アルバニア、ギリシャ、キプロス、マルタ、ポルトガル、ルクセンブルグ
住民登録	ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア
住民登録と他の調査の併用	エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、ドイツ、オランダ、ベルギー、スイス、イタリア、スペイン、スロベニア、アイスランド
ローリング・センサス	フランス

出所) Valente (2010)

表2は、2000年センサス周期と2010年センサス周期におけるヨーロッパ諸国のセンサスの調査方法の変化を示している。2000年センサス周期では40カ国の中うち27カ国(67.5%)が従来通りの伝統的なセンサスを実施し、センサスと他のデータの併用で実施した国が6カ国、住民登録のみが3カ国、センサスを実施しなかった国が4カ国であった。2010年センサス周期では、表1にあるように、従来通りのセンサスを実施する国が27カ国から21カ国に減少し(約50%)、併用が6カ国から13カ国に倍増、住民登録が3カ国から5カ国に増加、ローリング方式が1カ国、そしてセンサスを実施しない国は4カ国からゼロとなつた。ヨーロッパでは住民登録の整備に伴い、少しずつ従来のセンサス方式から住民登録、住民登録と他の行政データとの併用型へとシフトしつつある。そして、その結果として次節で述べるフロー・データの整備も進みつつある。

表2 2000年から2010年におけるヨーロッパ諸国のセンサス方式の変化

		2010年					合計
		従来通り	併用	住民登録	ローリング	センサス無し	
2000年	従来通り	20	5	1	1		27
	併用		6				6
	住民登録			3			3
	ローリング						0
	センサス無し	1	2	1			4
	合計	21	13	5	1	0	40

出所) Valente (2010)

5. フロー・データの国際比較に関する課題

継続的に国際移動に関するフロー・データを収集している国は、現在のところ先進諸国に限定されている。国連による最新のフロー・データ *International Migration Flows To and From Selected Countries: The 2010 Revision* (United Nations 2011) によると、フロー・データが得られる国は2005年の15カ国、2008年の29カ国、そして2010年の43カ国と着実に増加している。しかし、各国のフロー・データはもちろん国際比較を考慮した上で収集されているわけではない。むしろ、ストック・データよりも各国の政策に依拠したものになっているため、国際比較はストックよりも難しいのが現状である。以下に、国連による *The 2010 Revision* のフロー・データをベースに、国際比較を行う上で直面する課題について述べる。

フロー・データに関する国際比較の課題として最初にあげられるのは、国際移動者として数えられるのに必要な最低限の居住期間が国によって異なることであろう。国連は1998年の国際移動に関する勧告で、国際移動者を「通常居住している国を変えた人」と定義していることは、第3節でも述べたとおりである。更にフロー・データでは新しい居住国に少なくとも1年以上滞在する予定の者を長期移動者、3ヶ月以上1年未満滞在する予定の者を短期移動者として区別することとしている(UN 1998a)。しかし、多くの国は国連の提言とは異なった基準を用いざるを得ない。例えば、表3-1をみると国連が2010年版の国際移動（入国）フロー・データで情報を得ることの出来た43カ国の中(UN 2011)、「1年以上の居住予定」を基準として使用していたのは16カ国⁹であり半分に満たない。滞在期間の基準を「永住」の数としている国は11カ国¹⁰、「6ヶ月以上」としているのが7カ国¹¹、

⁹ オーストラリア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、イタリア、ラトビア、ニュージーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、イギリス

¹⁰ アゼルバイジャン、ペラルーシ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、イスラエル、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、アメリカ

¹¹ デンマーク、アイスランド、カザフスタン、キルギスタン、リトアニア、ノルウェー、ウクライナ

「3ヶ月以上」が6カ国¹²である。また、上記以外の基準を用いている国が3カ国であり¹³、滞在期間の基準を特に設けていない国が7カ国¹⁴であった。フロー・データは国によって様々なデータ・ソースから収集されており（例えば、住民登録、外国人の滞在許可、港や空港での出入国統計、住所変更届けなど）、これらのデータ・ソースにはその国の政策が強く反映されている。

例えばフロー・データを住民登録から集計している国は、外国人が住民としての登録が必要となる居住期間がフロー・データの居住期間の基準となる。アイスランドの場合、6ヶ月以上アイスランドに滞在を予定している外国人は住民登録を行う必要があり、そのため国連の勧告である1年以上ではなく6ヶ月以上滞在する予定の者が集計対象となる。また、フロー・データを港や飛行場など出入国時に収集している国では、出入国の際に記録される「居住（出国）予定期間」がフロー・データの基準となる。更にカナダやアメリカなどの伝統的な移民受け入れ国では、該当する年度に永住を認められた外国人の数がフロー・データとして記録される。更に各国の政策により、同じ外国人でも属性によって異なった居住期間が適用されるケースも多々見られる。チェコの場合、フロー・データは住民登録から作成されており、欧州経済領域出身であれば「3ヶ月以上」が住民として登録される基準であるが、それ以外の出身には「1年以上」の基準が適用される。デンマークでは欧州経済領域出身者及びスイス出身者は「6ヶ月以上」、他の出身者は「3ヶ月以上」という基準が用いられる。

フローの国際比較を行う上で、第2の課題としてあげられるのは、収集している入国者・出国者の基本的な属性に関しても国際的な統一が取れていない点である（表3-1、3-2参照）。最大の問題は、「入国者がどこから来たのか」という最も基本的な情報に関しても国によって異なった指標が用いられていることである。この情報については、「前住国」、「国籍」、「生まれた国」、のいずれかを収集している国が多い。また、ベルギー、ハンガリー、スロベニア、スイスではそもそも「前住国」情報を集めておらず、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、イスラエル、カザフスタン、キルギスタン、アメリカでは入国者の「国籍」は収集されていない。更に、集計上の問題も見逃せない。「国籍」は定義上、外国人と自国民に分かれて集計されているが、「前住国」や「目的国」については外国人と自国民の区別をせずに集計している国も多い。例えば「前住国」の情報を外国人・自国民に分けて集計しているのは、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペインの10カ国のみである。「出国」に関しても同様である。居住予定の「目的国」の情報が得られない国が11カ国、出国者の「国籍」の情報が得られない国が13カ国ある。

¹² アルメニア、オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、ハンガリー

¹³ オランダが4カ月、イスラエルが永住を検討するために入国した者に3年、ポルトガルは一時的な滞在許可の場合は2年まで。

¹⁴ ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、モルドバ、ロシア、スペイン

表3－1 各国のフロー・データ：入国に関する基準

国名	フローのデータ・ソース	入国					
		基準滞在期間	前住国	集計範囲	国籍	集計範囲	出生国
アルメニア	住所変更届け	3カ月	○ 外国人・自国民合計	○ 外国人・自国民別	×		
オーストラリア	港・空港出入国統計	1年	○ 外国人・自国民別	×	○		
オーストリア	住民登録	3カ月	○ 外国人のみ	○ 外国人・自国民別	×		
アゼルバイジャン	住所変更届け	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	×		×	
ベラルーシ	住所変更届け	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	×		×	
ベルギー	住民登録	3カ月	×	○		×	
ブルガリア	住民登録・滞在許可	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
カナダ	滞在許可	永住	○ 外国人のみ	○ 外国人のみ	○ 外国人のみ		
クロアチア	住民登録	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
キプロス	港・空港出入国統計	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
チエコ	住民登録・滞在許可	永住、1年、3カ月 ^{a)}	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
デンマーク	住民登録	6カ月、3カ月 ^{b)}	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×		
エストニア	住民登録	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
フィンランド	住民登録	1年	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×		
フランス	滞在許可	1年	○ 外国人のみ	○ 外国人のみ	×		
ドイツ	住民登録	基準無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×		
ギリシャ	滞在許可	基準無し	○ 外国人のみ	○ 外国人のみ	×		
ハンガリー	住民登録・滞在許可	1年、3カ月 ^{c)}	×	○ 外国人・自国民別	×		
アイスランド	住民登録	6カ月	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×		
アイルランド	世帯調査	基準無し	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
イスラエル	港・空港出入国統計	永住、3年以内 ^{d)}	○ 外国人のみ	×	○ 外国人のみ		
イタリア	住民登録	1年	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×		
カザフスタン	住所変更届け	6カ月	○ 外国人・自国民の区別無し	×	×		
キルギスタン	住所変更届け	6カ月	○ 外国人・自国民の区別無し	×	×		
ラトビア	住民登録	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
リトアニア	住民登録	6カ月	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
ルクセンブルグ	住民登録	基準無し	○ 外国人のみ	○ 外国人のみ	×		
オランダ	住民登録	4カ月	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民の区別無し		
ニュージーランド	港・空港出入国統計	1年	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	○		
ノルウェー	住民登録	6カ月	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×		
ポーランド	住民登録	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
ボルトガル	滞在許可	永住、その他 ^{e)}	○ 外国人のみ	○ 外国人のみ	×		
モルドバ	住民登録	基準無し	○ 外国人のみ	○ 外国人のみ	×		
ルーマニア	住民登録・外国人登録	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
ロシア	住所変更届け	基準無し	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
スロバキア	住所変更届け・外国人登録	永住、1年 ^{f)}	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
スロベニア	住民登録・外国人登録	1年	×	○ 外国人・自国民別	×		
スペイン	住民登録	基準無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×		
スウェーデン	住民登録	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民の区別無し		
スイス	住民登録・外国人登録	1年	×	○ 外国人・自国民別	×		
ウクライナ	住所変更届け	6カ月	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×		
イギリス	港・空港出入国統計	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民の区別無し		
アメリカ	滞在許可	永住	○ 外国人のみ	×	○ 外国人のみ		

出所) UN (2011) から筆者作成。

- a) 欧州経済領域出身者は3カ月以上、それ以外の出身者は1年以上。
- b) 欧州経済領域出身者とスイス出身は6カ月以上、北欧・欧州経済領域・スイス以外の出身者は3カ月以上。
- c) 外国人は1年以上、ハンガリー国籍（市民権）保持者は3カ月以上。
- d) 永住目的、または移民ビザ保持者（永住を検討するために3年間滞在を許可された人）。
- e) 滞在許可は、永住、または1年有効でその後2年間更新可能。
- f) 前住国データは永住、国籍別のデータは2003年から長期滞在者（1年以上）が対象。

表3－2 各国のフロー・データ：出国に関する基準

国名	出国						備考
	基準滞在期間	目的国	集計範囲	国籍	集計範囲	出生国	
アルメニア	基準無し	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
オーストラリア	1年	○ 外国人・自国民別	×		○		
オーストリア	3カ月	○ 外国人のみ	○ 外国人・自国民別	×			
アゼルバイジャン	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	×		×		
ベラルーシ	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	×		×		
ベルギー	3カ月	×	○ 外国人・自国民別	×			
ブルガリア	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
カナダ	—	—	—	—	—		出国データ無し
クロアチア	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
キプロス	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
チェコ	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
デンマーク	6カ月	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×			
エストニア	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
フィンランド	1年	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×			
フランス	—	—	—	—	—		出国データ無し
ドイツ	基準無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×			
ギリシャ	—	—	—	—	—		出国データ無し
ハンガリー	3カ月	×	○ 外国人・自国民別	×			
アイスランド	基準無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×			
アイルランド	基準無し	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
イスラエル	—	—	—	—	—		出国データ無し
イタリア	1年	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×			
カザフスタン	基準無し	○ 外国人・自国民の区別無し	×		×		
キルギスタン	基準無し	○ 外国人・自国民の区別無し	×		×		
ラトビア	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
リトアニア	6カ月	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
ルクセンブルグ	基準無し	×	○ 外国人のみ	×			
オランダ	8カ月	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民の区別無し			
ニュージーランド	1年	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	○			
ノルウェー	6カ月	○ 外国人・自国民別	○	×			
ポーランド	永住	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
ポルトガル	—	—	—	—	—		出国データ無し
モルドバ	基準無し	○ 自国民のみ	×		×		
ルーマニア	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
ロシア	基準無し	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
スロバキア	永住、1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
スロベニア	1年	×	○ 外国人・自国民別	×			
スペイン	基準無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民別	×			
スウェーデン	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	○			
スイス	基準無し	×	○ 外国人・自国民別	×			
ウクライナ	6カ月	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	×			
イギリス	1年	○ 外国人・自国民の区別無し	○ 外国人・自国民別	○ 外国人・自国民の区別無し			出国データ無し
アメリカ	—	—	—	—	—		

出所) UN (2011) から筆者作成。

- a) 欧州経済領域出身者は3カ月以上、それ以外の出身者は1年以上。
- b) 欧州経済領域出身者とスイス出身は6カ月以上、北欧・欧州経済領域・スイス以外の出身者は3カ月以上。
- c) 外国人は1年以上、ハンガリー国籍（市民権）保持者は3カ月以上。
- d) 永住目的、または移民ビザ保持者（永住を検討するために3年間滞在を許可された人）。
- e) 滞在許可は、永住、または1年有効でその後2年間更新可能。
- f) 前住国データは永住、国籍別のデータは2003年から長期滞在者（1年以上）が対象。

第 3 の課題としてあげられるのは、自国民の入国状況を調査せず、外国人の入国情報のみ収集している国が存在することである。例をあげると、カナダ、フランス、ギリシャ、イスラエル、ルクセンブルグ、ポルトガル、モルドバ、米国の 8 カ国では前住国、国籍、出生国の全てについて外国人の入国データしか存在せず、自国民の自國への入国状況に関する統計は取られていない。これらの国に自国民の入国状況に関する情報が無いのは、フロー・データのデータ・ソースが外国人に対する滞在許可である場合が多いためである。出国のフローに関してもモルドバのように自国民の情報しか収集していない国もある。

第 4 の課題は、入国に関するフロー・データは収集していても、出国に関するデータを収集していない国が存在することである。表 3-1、3-2 からも明らかのように、カナダ、フランス、ギリシャ、イスラエル、ポルトガル、アメリカの 6 カ国は外国人・自国民にかかわらずそもそも出国のフロー・データを収集していない。先進国においても、出入国統計で継続的に入国者・出国者両方のデータを外国人・自国民別に把握している国は、オーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国の 4 カ国くらいである (Skeldon 2012)。Hugo (2014) は、出国に関するデータを収集していない国があるために、現在の国際移動の動向に関する研究は、出国よりも入国、出身国よりも受け入れ国に偏ってしまっていると述べている。

第 5 の課題は、フロー・データ収集に関するより根本的な問題であるが、出入国手続き時の「居住予定期間」や滞在許可に付随する滞在予定期間と実際の居住期間とは異なるケースがしばしば見られるという点である。例えば、米国やカナダなど伝統的な移民受け入れ国には最初から永住目的で入国出来るビザのカテゴリーがあり、その数がフロー・データの入国者数として集計されている。しかし、永住目的で入国した人がそのまま永住し続けるとは限らない。例えば 1994 年から 2006 年までの間にオーストラリアに永住目的で入国したアジアからの出身者 100 人に対し約 34 人がアジアへ永住目的で戻っている (Hugo 2014)。この中には、出身国へ戻る者が多いが、第 3 国へ移動する者も多く、例えばインド出身の IT 技術者はオーストラリアに永住目的で入国し、その後に米国へ移動するケースも多々みられる (Biao 2004)。

最後に当たり前ではあるが、非正規に入国した者は、フロー統計に含まれない。米国のように隣国との国境が長く且つ陸続きの国の場合、非正規に入国した者の数はかなりの数に達すると考えられている。米国では、2012 年時点で約 1,200 万人の非正規滞在者が (Pew Research Center 2014)、そして EU27 カ国については 2008 年時点で 190 万人から 380 万人の非正規滞在者が居住していると推定されており (International Centre for Migration and Policy Development)、これらの数値は一時点でのストックベースではあるが、フローベースにおいても無視できない規模に達していると思われる。

以上みてきたように、フロー・データはストック以上に各国の政策や方針が直接的に反映されている。そのため、フローの国際比較はストックよりも困難な状況に直面している。更に国際比較以前の問題として、フロー・データを収集するためには、高度なデータ収集

システムの整備が必要であることが挙げられる。短期的にみて世界のすべての国がこのようなシステムを整備出来るようになるとは考えにくい。そのため、近年ではストック・データを用いてフローを推計する試みもなされるようになってきている（Abel 2013, Abel and Sander 2014）。しかし、この推計も外国人の定義が「出生国」を基準になされている国のみで行われており、「国籍」が基準となっている国は除外されている。ストックからフローを推計する手法が今後開発されていくのであれば、フロー・データの整備よりもストック・データの定義の統一の方に重点を置いた方がより効率的・現実的であろう。

6. 国際移動のデータ整備に関する国際協力

2000年に入り、移動のグローバル化に対する国際社会の関心はこれまでになく高まっている。まず、2006年に初めて「国際移住と開発に関するハイレベル対話」が国連本部で開催され、送り出し国・受け入れ国双方の対話と協調の必要性が認識された。国際移動を国内だけの問題としてアプローチするには限界があり、グローバルな対話を今後とも進めていく必要があるとの共通認識から、2007年には国際移動と開発に関するグローバル・フォーラム（Global Forum on Migration & Development (GFMD)）が設立された。GFMDは、政府、NGO、学術関係者などの立場の異なる様々なメンバーが自由に参加し、国際移動について意見を交換することを目的とした国際的なフォーラムである。最初の会合はベルギーで開催され、その後、毎年テーマを変えながらメンバー諸国の持ち回りで行われている。GFMDが設立されたことにより、最新且つ正確で政策立案の参考となるデータの必要性が大きくクローズアップされることとなった。例えば、2007年から2012年の間にGFMDで出された250の提案（recommendations）のうち、32件は国際移動データの質の向上に関するものである（Hovy 2013）。これを受け、国連人口部はDemographic Yearbookや公表されている集計表等を基に「UNグローバル・マイグレーション・データベース」を作成しホームページで試験的に運用している（関係者のみに限定）。このデータベースは、国連統計部、UNICEF、UNDP、South-South Unit、世界銀行、そして英国のサセックス大学の協力のもとに作成された。データベースには、居住国別、生れた国別、国籍別、性別、年齢別の国際移動者ストック・データが整備されている（<http://esa.un.org/unmigration>）。

同じく2006年には、グローバル・マイグレーション・グループ（Global Migration Group (GMG)）がアン国連事務総長により組織された。GFMDが政府や民間などの様々な立場の人々が自由に参加する会議であるのに対し、GMGは国際移動に関する18の国際機関¹⁵により構成されたよりフォーマルな組織である。GMGは、国際移動の様々な分野における各国のアプローチをより統一されたものにすることを目的に設立されており、3つのワーキング・グループと2つのタスク・フォースが設置されている。そのうちの1つにデータと

¹⁵ FAO, ILO, IOM, OHCHR, UN Regional Commissions, UNICEF, UNCTAD, UN-DESA, UNDP, UNESCO, UN Women, UNHCR, UNITAR, UNODC, UNFPA, UNU, World Bank, WHO

リサーチに関するワーキング・グループがあり、国連経済社会局（UNDESA）と国際移住機関が共同議長を務めている。このワーキング・グループでは、エビデンスに基づいた政策立案、国際移動と開発に関わる計画の実施と評価を強化することを目的とし、そのための方策として、正確でタイムリーなデータを収集・普及を促進している。GFMD の最初の会議においても、国際移動データの質の向上、より細かい属性についての集計、そしてデータの普及の必要性について言及されている（de Clercq 2008）。

2013年10月には、第2回目となる「国際移住と開発に関するハイレベル対話」が開催された。この会議では、国際移動が移動者の送り出し国にプラスの効果を及ぼすことを認識し、国際移動を促進するために移動のコストを削減することを提案している。潘基文国連事務総長により提出された「国連事務総長による行動のための8つの議案」

（Secretary-General's Eight-Point Agenda for Action）では、1) 移動者的人権を保護するための取り組みを強化すること、2) 移動のコストを削減すること、3) 人身取引をはじめ、移動者の搾取に取り組むこと、4) 紛争や自然災害に巻き込まれた移動者を保護すること、5) 世論の移動者に対するイメージを改善すること、6) 国際移動を開発アジェンダに組み込むこと、7) 移動者の現状を判断する根拠となるデータを整備すること、8) 移動関連のパートナーシップと協力を強化すること、を挙げている（UN 2013c）。

7. おわりに

国連が1953年に国際移動の統一基準に係わる勧告を出してから半世紀以上が過ぎた。ストック・データに関しては、定義の統一化にかなりの進歩がみられたが、まだ幾つかの人口大国では勧告に従っていないため、あと一步の所で地球規模での統一化には至っていない。また、フロー・データに関しては、ストックよりも各国の政策が大きく反映されるため、統一化はより大きな困難に直面している。更に、継続的なフロー・データ収集を可能にするためのシステムの構築に関しても、多くの国において短期的な実現は難しいのが現状である。近年ではストックからフローを推計する試みも多くなれるようになってきており、以上のことから地球規模での国際移動の国際比較を可能にするためには、フロー・データの整備よりもストック・データの定義の統一化を優先する方が近道であろう。

一方、現在の国際移動のパターンは、国連による最初の勧告が出された50年以上前と比べ大きく変化しており、ストック・データの重要なデータ・ソースである現在のセンサスの設問だけでは、実態を把握することはきわめて難しくなっている。例えば、多くの国のセンサスや調査において、国際移動は個人の生涯に1度発生するイベントという前提の設問構成になっており、繰り返し行われるイベントであることは想定されていない。しかし、今日では短期的・中期的な移動が繰り返されるトランジショナルな動きが多いことが徐々に明らかになってきている。外国人・自国民の出国・入国データが整備されているオーストラリアの出入国を分析した Hugo (2014) によると、オーストラリアに永住したアジア

出身者は度々出身国へ中・長期的に移動したり、第3国へ移動したりしており、永住許可を得たからといって受け入れ国に永住するとは限らない。また、永住許可を受けたアジア出身者は、永住前に度々オーストラリアへ中・長期的に移動を繰り返していることもわかつており、アジアとオーストラリアの間には緊密且つ複雑な多くの国を結ぶ移動システムが出来上がっている。このような複雑な移動の流れは、アジアとオーストラリアに限ったことではないことが予想されるが、外国人・自国民の入国・出国に関するデータを等しく収集しなければ、その実態は見えてこない。

また、上記とも関連するが、現在の国際移動データ収集システムが「受け入れ国」の観点に偏っているため、外国人の出国や自国民の入国・帰国に関する情報は十分に収集されておらず、外国人の入国のみに焦点が当てられる傾向にある。従って、発展途上国から先進国への国際移動（南から北への移動）の増加傾向、高度人材を勧誘するための政策、途上国からの頭脳流出、非正規移民の増加などのデータが収集され世間の注目を浴びがちであるが、永住許可を受けた後の永住者の出国状況、帰化後の出国状況、長期滞在後に第3国へ移動する高度人材の出国動向などは、現在の入国中心のデータ収集システムでは把握出来ない国が多い。Hugo (2014) が指摘するように、出国関連の情報も等しく収集しなければ、本当の姿は見えてこない。

「エビデンスに基づく政策」という言葉を近年度々耳にするが、エビデンスとなるデータ収集それ自体が偏っていては、公正な現状把握、ひいては政策立案は可能ではない。現状の偏りに気づき、その偏りを是正していく国際的な努力が求められる。

参考文献

- Abel, Guy J. (2013) "Estimating Global Migration Flow Tables Using Place of Birth Data." *Demographic Research* 28, Article 18:505-546.
- Abel, Guy J. and Nikola Sander (2014) "Quantifying Global International Migration Flows." *Science* Vol. 343, No. 6178: 1520-1522.
- Biao, Xiang (2004) "Indian Information Technology Professionals' World System: The Nation and the Transition in Individuals' Migration Strategies." In *State/Nation/Transnation: Perspectives on Transnationalism in the Asia/Pacific*. ed. B. S. A. Yeoh, and K. Willis. London: Routledge, Pp.161-178.
- Center for Global Development (2009) *Migrants Count: Five Steps Toward Better Migration Data, Report of the Commission on International Migration Data for Development Research and Policy*, Washington DC.
- Clemens, Michael. (2009) CGD Migration Data Report Card (Press Release) (<http://www.cgdev.org/doc/2009/Migration%20Data%20Scorecard.pdf>)
- de Clercq, Régine (2008) *Report of the First Meeting of the Global Forum on Migration and Development*. Belgium, July 9-11, 2007. Brussels: Bruylant.
- Hovy, Bela (2013) "World Migration in Figures: Strengthening Evidence – Improving Policy" Side Event to the High-level Dialogue on International Migration and Development organized by DESA, UNICEF and OECD, New York, 3 October 2013.

(http://www.un.org/esa/population/migration/documents/World_Migration_Figures_Strengthening_Evidence_Improving_Policy_OECD_UNICEF.pdf).

- Hugo, Graeme (2014) "A Multi Sited Approach to Analysis of Destination Immigration Data: An Asian Example." *International Migration Review* published on line. (<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/imre.12149/pdf>)
- International Centre for Migration and Policy Development. Clandestino Project (<http://research.icmpd.org/1244.html>) accessed November 12, 2014.
- Kraly, Ellen Percy, K.S. Gnanasekaran (1987) "Efforts to Improve International Migration Statistics: A Historical Perspective." *International Migration Review* 21(4): 967-995.
- OECD (2012) *International Migration Outlook 2012*. OECD Publishing. (http://dx.doi.org/10.1787/mig_outlook-2012en)
- Parsons, Christopher R., Ronald Skeldon, Terrie L. Walmsley, and L. Alan Winters (2007) "Quantifying International Migration: A Database of Bilateral Migrant Stocks." Policy Research Working Paper 4165. Washington D.C.: The World Bank.
- Pew Research Center (2014) *Unauthorized Immigrant Totals Rise in 7 States, Fall in 14*. (<http://www.pewhispanic.org/files/2014/11/2014-11-18 Unauthorized-immigration.pdf>)
- Simmons, Alan B. (1987) "The United Nations Recommendations and Data Efforts: International Migration Statistics" *International Migration Review* 21(4): 996-1016.
- Skeldon, Ronald (2012) "Migration and Its Measurement: Towards a More Robust Map of Bilateral Flows." Pp.229-248 in *Handbook of Research Methods in Migration*, edited by Carlos Vargas-Silva. Cheltenham: UK: Edward Elgar.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division, (1998a) *Recommendations on Statistics on International Migration, Revision 1*.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division, (1998b) *Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses, Revision 1*.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2002) *International Migration 2002 Wallchart*.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2006) *International Migration 2006 Wallchart*.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division (2007) "*Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses Revision 2*." Statistical Paper Series M, No.67, New York: United Nations.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2009a) *International Migration, 2009 Wallchart*.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2009b) *International Migration Flows to and from Selected Countries: The 2008 Revision*, United Nations database, POP/DB/MIG/Flow/Rev.2008.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2011) *International Migration Flow To and From Selected Countries: The 2010 Revision CD-ROM Documentation*, United Nations
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2013a) *International Migration Report 2013*, ST/ESA/SER.A/346.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2013b) *International Migration 2013 Wallchart*.
- United Nations (2013c) "Making Migration Work: An Eight-Point Agenda for Action." High-Level

Dialogue on International Migration and Development (October 3-4, 2013), (http://www.un.org/en/ga/68/meetings/migration/pdf/migration_8points_en.pdf).

United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division (2014) “2010 Census Round – Questions asked on topics under the category: International Migration Characteristics -- unedited version --.” Unpublished data.

Valente, Pauolo (2010) “Census Taking in Europe: How are Populations Counted in 2010?” *Population & Societies*, no.467.

近藤 敦 (2002)「人権・市民権・国籍」駒井洋・近藤敦編『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店, pp.17-41.